

もとぶ再発見魅力発信事業(宿泊体験)登録事業者募集要項

(目的)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による宿泊業者の経済的影響を下支えするため、町民向け宿泊体験券を発行し、本部町の魅力を再発見及び発信していく事業、もとぶ再発見魅力発信事業宿泊体験実施要綱(以下、「要綱」という。)に定めるもののほか、宿泊事業者の登録及び換金等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊事業者 町内において宿泊事業を営む法人または個人をいう。
- (2) 宿泊所 町内で営む宿泊所のうち、旅館業法に基づく許可を得た宿泊所をいう。

(宿泊事業者の要件)

第3条 宿泊事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本部町暴力団排除条例(平成23年条例第15号)第2条第1号及び第2号の規定する者でないこと。かつ、暴力団関係者、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。
- (2) 本要項に定める事項を遵守する宿泊事業者であること。

(登録事業者の申請)

第4条 特定取引の登録を希望する宿泊事業者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) もとぶ再発見魅力発信事業登録事業者認定申請書兼誓約書(様式第1号)
- (2) 前号に記載した預金口座の預金通帳の写し
- (3) 旅館業営業許可証の写し

2 登録事業者の申請期間は、本要項の施行日より令和2年11月30日までの間とする。

(登録事業者の認定)

第5条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、登録事業者として認定する。

(変更の報告)

第6条 登録事業者の承認を受けた宿泊事業者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(宿泊体験券の換金手続等)

第7条 第5条により認定を受けた登録事業者が宿泊体験券の換金を請求するときは、本部町総務課にて次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 宿泊体験券換金請求書(要綱様式第3号)
- (2) 宿泊体験券

2 登録事業者は令和3年1月31日までに換金の請求を行わなければならない。

(宿泊体験券の使用範囲等)

第8条 宿泊体験券は、宿泊料や、宿泊料に食事料金が含まれている場合に使用することができる。

2 宿泊体験券の使用期間は、令和2年9月1日から令和2年11月30日までの間とする。

(登録事業者の遵守事項)

第9条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 宿泊体験券の使用を特段の事情が無く拒んではならないこと。
- (2) 宿泊体験券の交換・譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 宿泊体験券の偽造等により不正使用の疑いがあるときは、宿泊体験券の使用を拒否するとともに、速やかに町に報告すること。
- (4) 宿泊体験券の使用を見込んで、通常より高価格を設定しないこと。
- (5) 宿泊体験券の使用に際し、苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止における適切な感染防止対策を講じること。
- (7) 宿泊体験券の取扱に関し、町から改善要請などがあつた場合、当該要請に従うこと。
- (8) 町が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- (9) 登録事業者の情報(事業者名・所在地・電話番号等)を町広報誌やホームページ等へ掲載することに同意すること。
- (10) 宿泊体験券を利用しての宿泊予約について、予約キャンセルとなつた場合、いかなる理由でもキャンセル料は徴収しないこと。

(認定の取消し)

第10条 町長は、申請内容に虚偽の事実があったときは又は本募集要項の規定に違反したときは、登録事業者の認定を取消することができる。

2 町長は、前号の規定により登録事業者の認定を取消した場合には、要綱第13条第1項に基づき既に支払われた金銭の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この要項は、令和2年8月13日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

もとぶ再発見魅力発信事業(宿泊体験)登録事業者認定申請書兼誓約書

1.店舗情報

事業所名	(フリガナ)		
所在地	〒 ー 本部町字		
代表者名			
電話番号		FAX番号	
URL			
担当者	氏名		
	TEL		

2.振込口座登録

口座名義人	(フリガナ)		
金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	-----

3.誓約事項

1. 本事業の宿泊キャンセル料は一切徴収しません。
2. 宿泊サービスの提供なく宿泊体験券の換金を行いません。
3. 宿泊体験券は宿泊料及び食事代にのみ受け付けます。
4. 宿泊体験券の偽造・悪用・濫用を致しません。
5. 宿泊体験券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
6. 宿泊体験券の使用期間は真にやむを得ない限り途中辞退は致しません。
7. 宿泊体験券換金期限を確認し、その期限を遵守します。
8. 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当するか否か関係機関に照会することに承認します。

本部町長 殿

私は、もとぶ再発見魅力発信事業登録事業者募集要項及び上記に定められた事項にすべてに遵守することを誓約し、事業者認定を申請します。

令和 年 月 日

申請者名(代表者氏名)

⑩

